

【事案 I - 2】 契約内容変更手続の無効請求

・平成 30 年 4 月 5 日 裁定申立て取下げ

<事案の概要>

平成 3 年 8 月に申立人を共済契約者として締結した終身共済契約について、平成 29 年 7 月に保障内容の見直しを行い、終身共済契約の共済金額を減額するとともに、医療保障については、同日付で終身共済契約に付けられていたがん入院倍額支払特則付全入院特約から、医療共済契約（単独新契約）に変更する手続きを行った。

この変更手続きにおいて、被申立人から変更後の契約内容について適切な説明がなされておらず、申立人の意向に沿う契約内容となっていないことから、申立人が当該契約変更手続きの無効を主張し、申立てにおよんだもの。

<申立人の主張>

平成 29 年 7 月 26 日付け契約変更について、無効取消せよ、との判断を求める。

- (1) 終身共済契約の変更の際、変更後の契約内容についてきちんと説明されていない。
- (2) 変更後、契約内容は申立人の意向に沿うものとなっていない。
- (3) 必要な保障が無くなっている。死亡保障 70 歳まで 1,500 万円が 200 万円に、71～80 歳まで 500 万円が 200 万円になっている。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 申立人の主張 (1) について、共済金額の減額をする理由および減額後の保障内容については、被申立人より申立人へ説明および通知を行っている。
 - (2) 申立人の主張 (2) (3) について、変更後の契約内容は申立人の意向に沿うものではないかもしれないが、借入金^(注)の返済を考慮し、申立人より承諾を得ている。
- (注) 当該団体が共済契約を担保として申立人に対して資金貸付を行っており、その返済期限が迫っていた。

<裁定の概要>

被申立人に対して審議会より陳述を求める項目に基づいて陳述書の提出を求め、提出された被申立人陳述書を踏まえ、申立人に対して審議会より陳述を求める項目に基づき陳述書の提出を求めていたが、被申立人の答弁・陳述内容を踏まえ、申立人より裁定申立取下書が提出されたことから、手続終了となった。